

民法改正(債権法改正)が IT 関連ビジネス・契約に与える影響と実務上の留意点

《開催要領》

※講師とご同業の方のご参加はお断りする場合がございます。※最少催行人数に満たない場合、開催中止とさせて頂く場合がございます。

日時▶ 2017年11月16日(木) 13:00~17:00

会場▶ 企業研究会セミナールーム(東京:麹町)

《開催にあたって》

2017年6月2日、債権法を中心とする、民法改正法が公布されました。かかる改正法は、1896年に民法が成立して以来、約120年ぶりの抜本的な大改正となります。その施行日は、原則として、公布の日から3年を超えない範囲で定められることとされているところ、2020年の施行を目指して準備が進められております。当該改正法は、「社会・経済の変化への対応を図り、国民一般に分かりやすいものとする」こと等を目的としているところ、今日のIT技術の進展や国際取引の増大といった社会状況のもと、IT関連ビジネスに与える影響は大きく、当該改正法を踏まえた対応を迫られる企業は多いと考えられます。本セミナーでは、IT関連ビジネスに影響を与える改正を実務に即してご紹介し、また、各IT関連契約に与える実務上の影響を解説します。

講師 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 弁護士・カリフォルニア州弁護士・米国公認会計士 植松貴史 氏

講師紹介 外資系コンサルティングファームや海外ローファームでの執務経験を有し、国内外の企業間紛争、情報セキュリティ、クラウドコンピューティングといったIT分野リスクマネジメント、事業再生、M&A、ストラクチャードファイナンスに関連する業務に従事

《申込方法》 当会ホームページ (<https://www.bri.or.jp>) からお申し込み下さい。

企業研究会Q 検索

■受講料: 1名(税込・資料代含) ※申込書をFAXでご送信いただく際は、ご使用のFAX機の使用法(0発信の有無など)をご確認の上、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

正会員 34,560円(本体価格 32,000円) 一般 37,800円(本体価格 35,000円)

171881-0303(※) 民法改正(債権法改正)が IT 関連ビジネス・契約に与える影響と実務上の留意点			
ふりがな 会社名			
住所			
TEL	FAX		
ふりがな ご氏名	所 属 職		
E-mail			

※申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

■申込・参加要領 : 当会ホームページからお申込みください。FAX、または下記担当宛E-mailからもお申込み頂けます。

後日(開催日1週間~10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。

※よくあるご質問(FAQ)は当会HPにてご確認ください。(TOP)→[公開セミナー]→[よくあるご質問]

※お申し込み後のキャンセルはお受け致しかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願いします。

■お申込・お問合わせ先: 企業研究会 公開セミナー事業グループ 担当/民秋・川守田 E-mail: tamiaki@bri.or.jp

TEL: 03-5215-3514 FAX: 03-5215-0951 〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2 麹町M-SQUARE 2F

・プログラム・

1. 総論

- (1) 改正に至る経緯
- (2) 改正の概要
 - ・ 改正の対象
 - ・ 社会・経済への変化に対応するための改正
 - ・ 国民一般に分かりやすいものとするための改正

2. 各論1 - IT 関連ビジネスに影響を与える改正

- (1) 定型約款に関する改正
 - ・ 定義
 - ・ 組入要件
 - ・ みなし合意除外
 - ・ 変更要件
- (2) 請負契約に関する改正
 - ・ 契約不適合責任
- (3) 準委任契約における改正
 - ・ 成果完成型委任
- (4) その他

3. 各論2 - IT 関連契約に対する影響

- (1) システム開発契約
- (2) 運用・保守契約
- (3) クラウド・コンピューティング契約
- (4) コンサルティング契約
- (5) ライセンス契約
- (6) その他

最少催行人数に満たない場合、開催中止となる場合がございます。
※講師とご同業の方のお申し込みはお断りする場合がございます。

裏面もご覧下さい! 一枚のパンフレットで 2種類のセミナーをご案内しております。